

設計図書

業 務 概 要 書

1 業 務 名 国道482号（わかさ氷ノ山トンネル）外トンネル非常用設備点検業務委託

2 業 務 場 所 八頭郡若桜町つく米外

3 履 行 期 間 令和8年3月18日限り

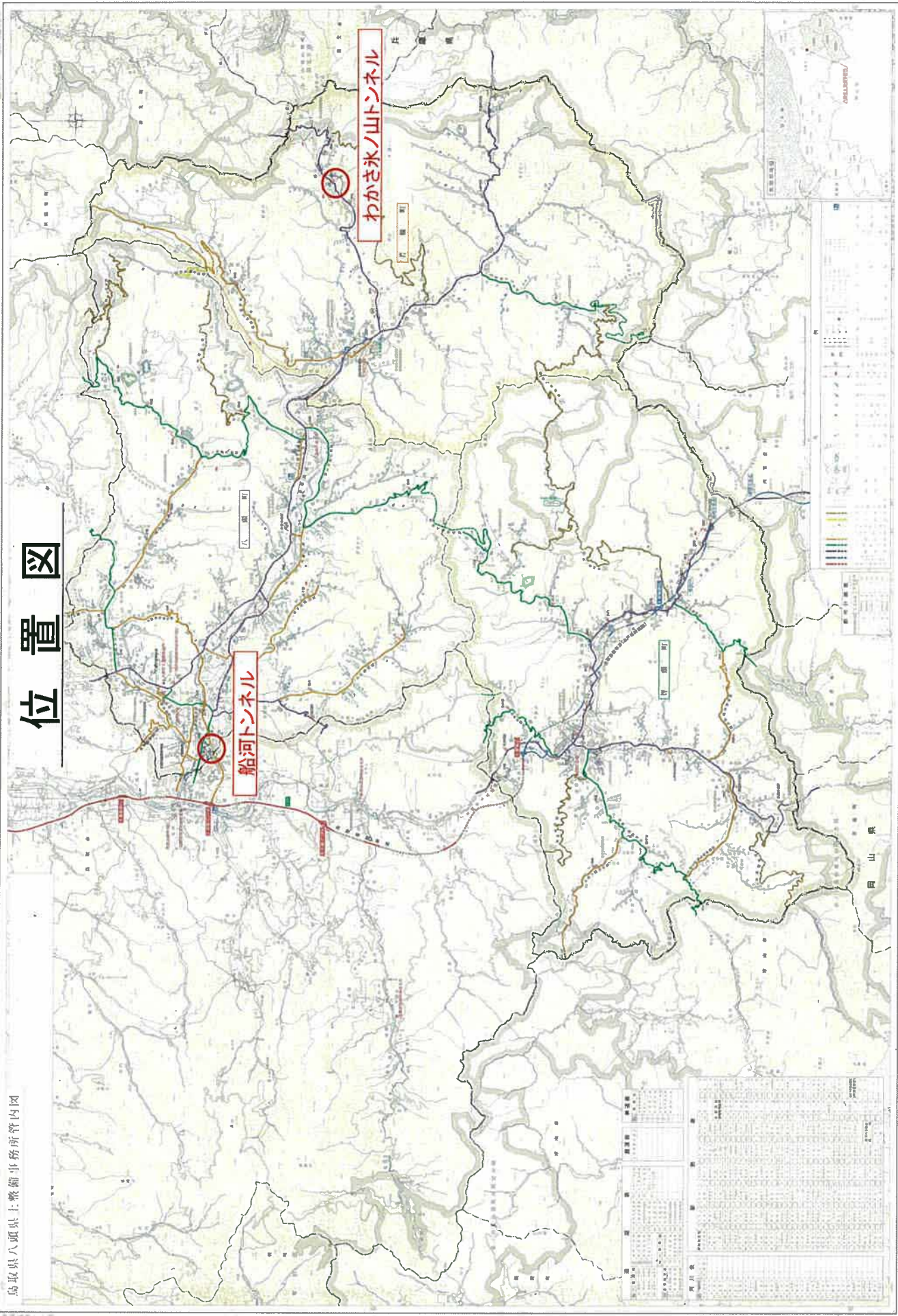
4 事 業 目 的

5 業 務 内 容 道路トンネル非常用設備点検 N=2本

数 量 総 括 表

業 務 名	国道482号（わかさ氷ノ山トンネル）外トンネル非常用設備点検業務委託					事業区分	備 考
						工事区分	
工種／種別／細別	規格／条件	単位	数 (当 量 初)	数 (変 量 更)	数量増減		
電気通信施設点検業務委託費		式					
道路トンネル非常用備点点検		式					
打合せ等							
打合せ	着手時、納品時	業務	1				
業務計画等		式					
業務計画		施設	2				わかさ氷ノ山トンネル 船河トンネル
技術的所見のとりまとめ		施設	2				わかさ氷ノ山トンネル 船河トンネル
総合点検		式					
道路トンネル非常用装置		施設	1				わかさ氷ノ山トンネル
道路トンネル非常用装置		施設	1				船河トンネル
個別点検		式					
道路トンネル非常用装置		施設	1				わかさ氷ノ山トンネル
道路トンネル非常用装置		施設	1				船河トンネル
修繕対応		式					
モニター盤バッテリー交換	労務費のみ	時間	4				鳥取県警本部 鳥取東部消防局
旅費交通費							
旅費交通費 （わかさ氷ノ山トンネル）		式	1				起点（県庁）～現地
旅費交通費 （船河トンネル）		式	1				起点（県庁）～現地
安全費							
安全費		式	1				
交通誘導警備員B		人	3				わかさ氷ノ山トンネル 2名 船河トンネル 1名
電子成果品作成費・業務成果品費							
電子成果品作成費・業務成果品費		式	1				
その他							
技術管理費		式	1				

位置図



【共通】

業務名： 国道482号(わかさ氷ノ山トンネル)外トンネル非常用設備点検業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、道路トンネルに設置している非常用設備の老朽化等による異常又は損傷を早期に発見し、良好な状態を保持し、常に必要な機能と信頼性を確保することを目的として点検業務を実施するものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書及び「道路トンネル非常用設備点検業務委託 特記仕様書」によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		道路トンネル非常用設備点検 N=2 本
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等との機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。 ・点検作業のため民地に立ち入る場合は、調査職員に報告し、事前に所有者から立ち入り承諾を得ること。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 1部 ・電子媒体(CD-R、DVD-R) 2部 オンライン電子納品の場合は、「電子媒体」及び「紙媒体」の提出は不要。 また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。 受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		情報共有システムを利用すること。 ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、調査職員と協議の上、紙書類によることができる。 情報共有システムの利用に当たっては、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				オンライン電子納品		当業務はオンライン電子納品の対象である。オンライン電子納品を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「オンライン電子納品試行要領」によること。
追加				打合せ等		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、2回を予定している。 ・当初・成果納品時 打合せ1回につき、点検技術者 0.5 人、点検技術員 0.5 人を見込んでいる。
追加				交通誘導員		本業務における交通誘導員は、わかさ氷ノ山トンネルに2名、船河トンネルに1名を想定しているが、増員が必要となった場合は、調査職員と協議すること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				成果物の提出(その2)		環境配慮等の観点から報告書の体裁等については、下記を原則とするが、これによりがたい場合は調査職員と協議し、決定すること。 ・箱は、報告書(A4版)が入る再使用、再資源化可能な紙製のものを使用し、持ち手等にプラスチック等を使用しないこと。また、業務名等の貼り紙は、納品年度で色分けすることとし、R7年度は青色とする。 ・報告書は、パイプ式ファイル(両開き、2穴、汎用品)を使用し、内容表示は着脱可能な背表紙(表表紙は不要)のみとする。 ・報告書は、両面印刷とする。(A3版等両面印刷が困難な場合を除く) ・地盤変動影響調査の写真については、改ざん防止用 SD カードを使用し、プリンターやコピー機によってカラー印刷し提出すること。 なお、細かい傷が鮮明に見えないなど、損害の判定上支障をきたすときは、写真プリントでの提出とする。
追加				履行状況報告書		履行状況報告書を月毎に提出すること。履行状況報告書の様式は問わない。業務計画書に掲載の業務計画工程表に実績(赤色)を対照したものでも可とする。なお、業務工程表には提出時点での状況、課題や問題、当面の目標・予定、次回打合せ(時期及び打合せ内容)を記載すること。
追加				協議書		「業務委託に関する協議書」の様式については、別添の「業務委託に関する協議書」を適用する。

道路トンネル非常用設備点検業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本業務は、以下に示すトンネル非常用設備の点検に適用するものとする。

○わかさ氷ノ山トンネル（国道482号） L=1,244m

若桜町春米～若桜町茗荷谷

制御装置、副制御装置、受信制御装置（事務所内）、警報表示板、
補助警報表示板、モニター盤（警察本部、東部消防局）

○船河トンネル（県道河原インター線） L=632m

鳥取市河原町三谷～八頭町破岩

制御装置、副制御装置、受信制御装置（事務所内）、警報表示板、
補助警報表示板

2 適用すべき諸基準

本業務は、設計図書において特に定めのない事項については、以下に示す基準類による。これにより難い場合は、監督職員に協議するものとする。

* 電気通信施設点検基準（案）

（令和7年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）

* 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）

（令和3年11月 国土交通省大臣官房技術調査課）

* 電気通信設備工事写真管理基準（案）

（令和6年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）

* トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）

（令和7年3月 国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）

* 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】

（令和2年8月 公益社団法人日本道路協会）

* 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】

（平成28年11月 公益社団法人日本道路協会）

3 業務内容

（1）業務計画等

①業務計画

貸与品、遵守基準等及び設計図書を用いて解析、検討を行い、現地踏査を踏まえ、点検手法、点検工程等各種計画の立案を行うとともに、総合点検における実施手順書を作成する。

業務計画策定後、道路通行規制や道路使用等に係る申請書類を作成し、関係機関へ申請を行うこと。

②技術的所見のとりまとめ

施設毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態等を所見にとりまとめる。

完成図書及び過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見にとりまとめる。

(2) 総合点検

総合点検は、施設の総合的な性能・機能確認を行う点検であり、設計図書及び本特記仕様書「2 適用すべき諸基準」に基づき、各トンネルについて点検を実施するものとする。(確認事項は、「国土交通省電気通信施設点検基準(案)」参照)

総合点検を実施するにあたっては、点検着手日までに業務計画で作成した実施計画書及び予定工程表を監督職員に提出するものとする。

(3) 個別点検

個別点検は、機器単体の性能・機能確認を行う点検であり、設計図書及び本特記仕様書「2 適用すべき諸基準」に基づき、各トンネルについて点検を実施するものとし、以下の機器を点検対象とする。(確認事項は、「国土交通省電気通信施設点検基準(案)」参照)

- ・トンネル非常用装置(制御装置、制御盤装置、受信制御装置、警報表示板、補助警報表示板、モニター盤(わかさ氷ノ山トンネルのみ))
- ・押ボタン式通報装置
- ・非常電話機
- ・誘導表示板

また、現地踏査により上記の機器単体以外に個別点検が必要な施設が確認された場合は監督職員に協議するものとする。

個別点検を実施するにあたっては、点検着手日までに予定工程表を監督職員に提出するものとする。

4 報告等

- (1) 総合点検及び個別点検を行った場合は、施設の現況状況等について、速やかに監督職員に報告するものとする。また、履行内容等については点検業務報告書(以下、「報告書」という)を作成し、監督職員へ報告するものとする。なお、施設等に異常状態が発生し、または、発生が予想される場合については、速やかに監督職員へ協議すること。

なお、「国土交通省電気通信施設点検(案)」に基づく点検作業の実施範囲内での補修(部品交換・充電等)を行う場合は、点検時に適切かつ迅速に対応すること。

また、緊急を要する動作不良等の異常を確認した場合は、障害の状況、必要な対処内容、機器修繕に必要な部品仕様、概算費用等について速やかに監督職員に提出するものとする。なお、発注者から緊急修繕の指示があった場合は、受注者は早期復旧に努めるものとし、適切に対応しなければならない。

- (2) 総合点検及び個別点検の測定データ等については、報告書により監督職員へ提出するものとする。ただし、監督職員が一部測定データ等の提出を指示する場合、報告書とは別に測定データを提出しなければならない。

- (3) 総合点検及び個別点検の測定データ等から、技術的所見のとりまとめの技術的所見についても報告書により提出するものとする。

5 成果物の提出

- (1) 受注者は、業務に係る報告書を作成し記録を行うものとする。また、報告書には、次に掲げる内容を記載するものとする。

- ①業務履行結果の概要
- ②点検結果による技術的所見
- ③点検結果シート

④点検結果整理表

⑤現場写真（カラー）

点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は施設毎を原則とする。なお、写真の大きさ、提出形式等については、電気通信設備工事写真管理基準（案）によるものとする。

⑥臨時点検、災害支援等及び施設等維持作業に係る履行報告

⑦その他監督職員が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項

（２）報告書の提出において以下に掲げる内容について、別途監督職員の指定する様式にて電子データを提出するものとする。

- ・総合点検、個別点検の実施毎に、（１）の②から⑤に関するデータを指定様式にて速やかに監督職員へ提出するものとする。
- ・機器障害に関する情報について状況の把握又は処置が完了した後、（１）の③から⑥に関するデータを指定様式にて速やかに監督職員へ提出するものとする。

（３）報告書は、紙媒体のほか、電子データによりＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体にて提出するものとする。なお、受注者は、納品すべき成果物が完成した時点で、次に掲げるとおりウイルスチェックを行うものとする。

- ・ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用する。
- ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルスソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。

（４）受注者は、工期内においても監督職員から成果品の一部の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

６ その他

（１）補修

点検中の補修（部品交換・充電等）は、「国土交通省電気通信施設点検（案）」に基づく点検作業の実施範囲内での補修を想定しているが、この範囲を超える補修が必要な場合は監督職員へ協議すること。

（２）軽微な障害

工期内において、落雷等が発生した場合は通信回線異常の有無の確認を行い、その結果を監督職員へ報告すること。また、異常が確認された場合は復旧作業を行うこと。なお、交換部品の発生しない障害調査及び復旧作業については業務の範囲内とする。また、事務所停電作業等による立会などは別途協議により決定する。

（３）保守点検

その他、工期内において施設の不具合等が発生した場合は現地確認を行い、その結果を監督職員へ報告すること。また、軽微な補修の場合は現地確認時に対応すること。

（４）安全管理

本業務の履行にあたり、点検箇所の交通状況を十分把握し、点検作業者の人身事故はもとより、第三者に被害を及ぼさないように万全の措置を講じること。

業 務 履 行 状 況 報 告 書

(例)

業務名			
工 期	～		
受注者名			
日 付	(月分)		
月 別	計画工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄) 当該月の実施工程に係わる内容について記載すること			

課長	課長補佐	係長	合議	調査職員

管理 技術者	担当 技術者

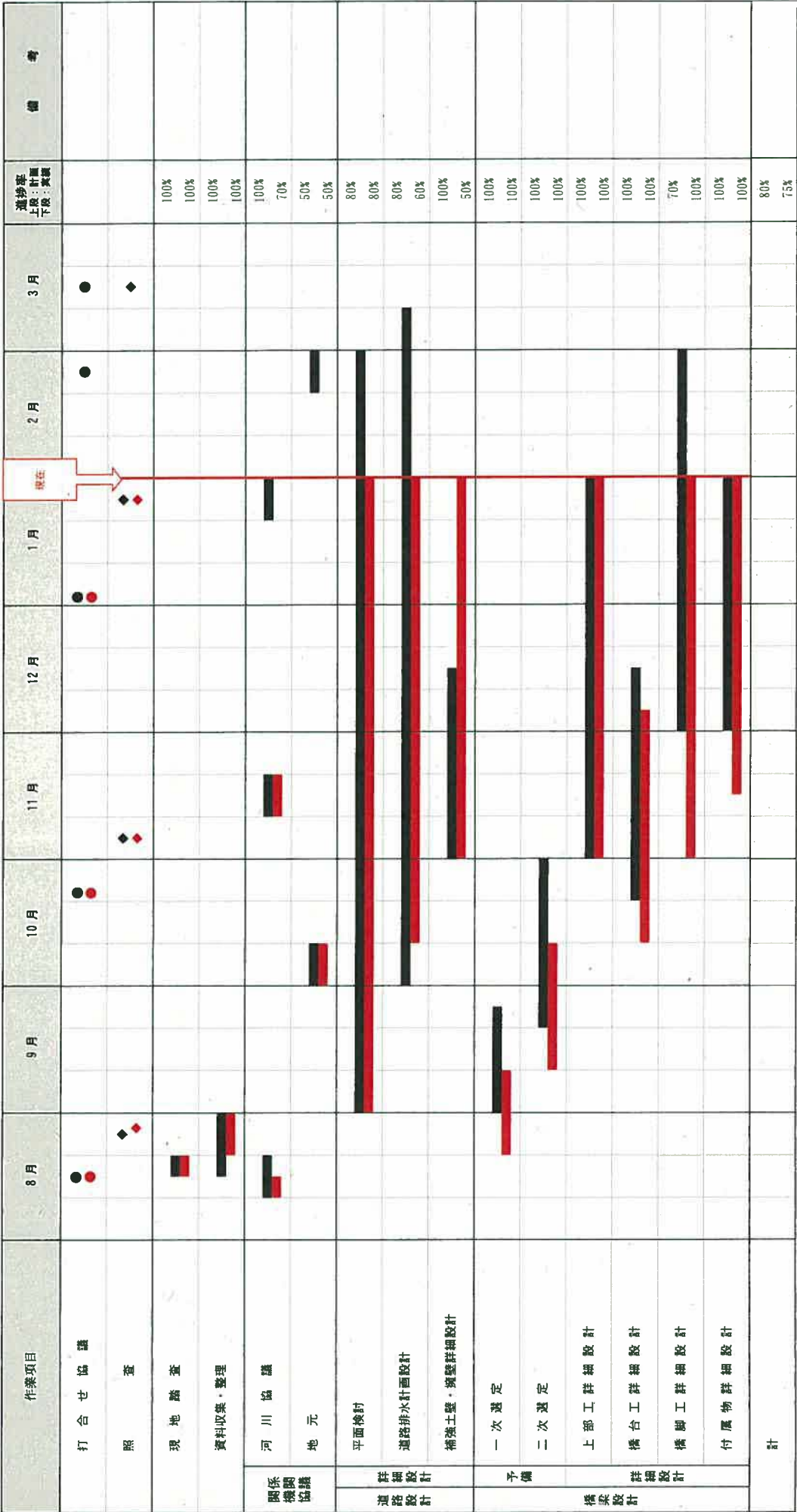
注) 実施工程が、計画工程より10%以上遅れた場合は、工期限内に完了できるよう計画工程を見直すこと。

業務工程表

業務名	県道〇〇線改良工事「道路及び橋梁設計委託」
受託者	〇〇株式会社

現在の状況	<道路>排水計画検討中 <橋梁>設計完了
現在の課題、問題	<道路>特になし <橋梁>最終の河川協議ができていない
当面の目標・予定	<道路>橋梁工の比較検討 <橋梁>河川協議
次回打合せ	<時期>2月下旬 <内容>橋梁工の比較検討結果の確認

(例)



(受注者発議用)

業務委託に関する協議書

業務名				位置			
受注者							
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
委託料	円						
協議事項							
上記のとおり協議します。					管理・主任技術者		
					令和 年 月 日		
承諾・指示の回答希望期限日 令和 年 月 日			左記日程を希望する理由				
受付確認課長補佐 (主任調査員) 印							
回答理由							
概算増減額	約 千円 増・減						
上記のとおり（承諾・指示）してよろしいか伺います。							
令和 年 月 日							
所 長	副 所 長		課 長		合 議		調査職員
上記のとおり（承諾・再協議）します。							調査職員
（上記のとおり承諾・別添のとおり再協議）します。							管理・主任技術者
令和 年 月 日							

